

令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金

【観光受入環境の向上に取り組む町内事業者向け】

大鰐町では、町内のインバウンド誘客促進及び国際観光の発展に寄与することを目的に、観光関連事業者が行う外国人観光客の受入環境の整備に要する経費に対し、令和6年度大鰐町外国人観光客受入環境整備事業費補助金を予算の範囲内において交付します。

対象となる事業者（①～⑤のいずれかに該当する者）

- ①町内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設を営業している者
- ②町内で飲食業を営業している者
- ③町内で観光に関する施設を営業している者
- ④町内でタクシー、自動車運転代行業等を営業している者
- ⑤その他、町内で観光客受入環境の向上等に取り組む者

補助対象事業

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに実施する次の事業

- ①町内にある施設の案内表示、誘導表示その他の表示に係る多言語表記の整備
- ②町内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ等情報発信に係る多言語表記の整備
- ③翻訳・通訳機能を備えた音声機器及びソフトウェア等の導入
- ④電子決済システムの導入及び利用環境の整備
- ⑤無料公衆無線LAN（Wi-Fi）利用環境の整備
- ⑥その他町内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取組

補助金の額等

補助対象経費の合計額×2分の1に相当する額または10万円のいずれか少ない額（消費税・地方消費税を除く）

申請方法

申請書に必要書類を添え役場企画観光課へ郵送してください。
※可能な限り郵送での提出にご協力をお願いいたします。
※申請手続きは原則本人が行ってください。

【受付期間】 令和6年7月1日（月） から

令和7年2月28日（金） まで ※当日消印有効

【申請・問い合わせ】

大鰐町企画観光課（☎0172-55-6561）

〒038-0211 大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3



申請時に必要となる書類

- ①事業計画書（様式第2号）
 - ②収支予算書（様式第3号）
 - ③仕様書、デザイン図等補助事業の内容がわかるもの
 - ④令和5年分の確定申告書の写しと事業の収支内訳書
- ※令和6年4月1日以降に事業を開始した場合は、確定申告書の写しの提出は不要となる代わりに、事業開始からの収入がわかるものの写しと、営業許可証の写しが必要となります。
- ⑤その他町長が必要と認める書類

よくある質問

- Q1. 店舗を持たず事業を行っていますが、対象になりますか？
- A. 店舗を持たない業種（フリーランス等）の方でも、観光客受入環境の向上に資する取組を実施した場合は対象となります。
- Q2. 事業を複数営んでいる場合、それぞれの事業について申請できますか？
- A. 申請は、1事業者につき1回です。
- ◆個人事業主として、複数の事業や店舗を営んでいる場合 →申請は1回のみ
 - ◆複数の法人を経営している場合 →それぞれの法人で申請可能
 - ◆個人事業主をしながら法人を営んでいる場合 →個人・法人それぞれで申請可能

対象とならない事業者

- ◆大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第5条第2項に規定する暴力団員に該当する者
- ◆事業継続の意思がない者
- ◆過去に本補助金の交付を受けた事業と同様の事業を実施する者

対象となるものの一例

- ◆施設内の案内看板を多言語表記にするために係る費用
- ◆台湾人や韓国人向けのパンフレット作製に係る費用（筆耕翻訳料も含む）
- ◆翻訳機の購入に係る費用
- ◆ポケットWi-Fiの購入に係る費用
- ◆和式トイレから洋式トイレに改修するために係る費用
- ◆ハラルメニュー開発に係る費用

不正防止に向けて

提出いただいた申請書類は、町で厳正に審査・調査を行います。
書類に虚偽が認められた場合、補助金の交付後であっても、返還を求める場合があります。

